

イギリス法律事務所研修についてのレポート

須磨美月

1 総論

8月21日から9月3日まで、丸二週間に亘り、イギリス・ランカシャー州の naphthens 法律事務所 (<http://www.naphthens.co.uk/>) に law student というかたちでお世話になった。

8月31日が祝日であり、9月1日は Clare 先生が観光のための休暇を取ってくださったため、全部で八日間、研修をさせていただいた。

naphthens 法律事務所は弁護士数 200 名を数える事務所であり、様々な部署に分かれている。私はそのうちのいくつかの部署を 1 日、または 2 日ごとに移動させていただき、イギリスの不動産財産法 (real estate)、信託財産法 (trust)、遺言作成 (will)、倒産法 (insolvency law)、労働法 (labor law)、会社法 (commercial law) について研修させていただいた。

以下では、それぞれの部署で経験したこと、学んだことを詳述する。

2 8月21日 財産法

Preston の naphthens において、財産法 (property) について研修した。

提示された課題は、二つの document を比較し、主な違いを報告せよというものだった。

両者とも賃貸借契約 (Lease) についてのものであったが、目的物についての資料や、相手方と行われたメールをプリントアウトしたもので構成されており、いずれも相当の分量があった。まだ英語に不慣れであった私にとって、調べるべき単語が多きに過ぎ、また目を通すのにも相当の時間を要したため、いくら読んでも終わりが見えず、絶望する思いがした。

最終的には、相違点を大きく三つの項目に分けたレポートを作成し、担当の先生に報告した。

内容にも発音にも相当に自信がなく、不十分な報告であったと思われるところ、先生には“right!”とおっしゃっていただき、一応問いに答えることができたようだ。

3 8月24日 倒産法

朝から Preston の裁判所に連れて行っていただいた。イギリスの裁判所は、内部で明確に民事部と刑事部とが分かれており、この日は民事部に連れて行っていただいたのだが、民事部の法廷はまるで裁判官のオフィスのようだった。

Winding up の事件についての Barrister と裁判官とのヒアリングを傍聴したが、書類のチェックと何回かのやりとりのみで、この日のヒアリングは終了した。

その後、裁判所でのヒアリングの事件についての document を見せていただいた。

倒産法に非常に興味があったので、document を見せていただいた後、担当の先生に日本の倒産法との比較の観点からいろいろと質問をさせていただいた。その結果学んだ日英倒産法の相違点は以

下の通りである。

- ・ 破産した場合、日本では破産財産について管理処分権を有するのは破産管財人（弁護士）であるが、イギリスでは債権者が Receiver が管理処分権を有することとなる。
- ・ イギリスの破産事件において配当を受ける順位は、employee、tax、biggest creditor と続くが、日本ではまず税金（tax）が優先し、また債権額が多いほど優先されるという序列も存在しない。
- ・ イギリスでは、破産者の手元に残る日本語で言う『自由財産』が存在しない。

4 8月25日 倒産法

前日から引き続き、倒産法について研修した。

この日は、Bankruptcy、Dept についての document を見せていただいた。

前者の事件は、Receiver が管理する事件であって、債権者申立てによる破産申請（Bankruptcy Order on Creditor's Petition）がなされた事件であった。特色は破産者が二人いたという珍しい事件であるという点にあり、その理由は、二人が同じ債務を負っており、同一の訴えによって同時に破産者となったためであるという。

いずれの document にも、破産者・債務者の財産について詳細に書かれており、私はここで初めてイギリスの登記（Land Registry）の写しを見ることができた。

5 8月26日 信託法・遺言

この日はクライアントとのミーティングに参加させていただいた。いろいろな先生方について、全部で四つのミーティングを見学させていただいた。

一つ目のミーティングでは、相続財産の確認を行った上で、誰にどの土地を遺贈するかについての確認が行われた。二つ目のミーティングは、不動産の運用についての相談であった。三つ目のミーティングは新しいクライアントとのミーティングであり、遺言についての説明をした上で、クライアントの名前、生年月日、住所、財産及びその価値、家族構成、さらに子どもの家族構成についてヒアリングを行い、相続人を誰にするかの相談にまで至った。最後のミーティングでは、遺言のレビューが行われた。具体的に相続人が税金をいくら払う必要があっていくらもらえるのかについて質問がなされていた。

そのほかに、この日は担当の先生とクライアントのお宅を訪問した。余命が残り少ない女性に対し、彼女の遺言の内容について先生が遺言にもとづいて述べられたのを、傍で聞き、遺言の証人欄にサインした。遺言の証人になるという貴重な体験をさせていただいた。

6 8月27日 遺言・労働法

(1) 遺言

初めて遺言を作成するクライアントとのミーティングに参加させていただいた。早速、受贈者、

執行者 (executor)、目的物を決定する方向で相談がなされた。

さらに、この日は遺言を作らせていただいた。コンピューターのソフトを立ち上げて、フォームに必要な事項を入力するだけで自動的に遺言が完成するシステムなのだそうだ。

(2) 労働法

使用者の男性からの労働事件に関するミーティングに参加させていただいた。被用者からクレームを受けたという事案だったが、担当の先生曰くは非常に小さな事件の相談なのだそうだ。

また、セクシャルハラスメントの事件と同性愛者不当取扱の事件について document を見せていただいた後、担当の先生とディスカッションを行った。イギリスにおける労働事件のほとんどは和解で終結し、イギリスの労働法専門弁護士の職務のほとんどは労働契約の作成が占めているそうだ。

7 8月28日 労働法・裁判傍聴

(1) 労働法

redundancy の事件の document を二つを見せていただいた。naphthens の労働法セクションのクライアントのほとんどが使用者なのだそうだ。リーマンショック以降、redundancy の要請が多い一方、被用者の解雇が非常に難しいため、そういった使用者がクライアントになることが多いそうだ。

(2) 裁判傍聴

午後は、crown court を案内していただき、二つの刑事裁判を傍聴した。

イギリスの刑事裁判では、Barrister が訴求側と被告側との二名、かつらを被って登場する。そのほか、12名の陪審員が平服、書記官 (court cloak) と裁判官が一人ずつ法服を着て座っていた。また、必ず証人 (witness) として捜査に携わった警察官が登場する。そして、予め決められた通りに訴求側弁護士と警察官のやりとりが行われ、陪審員を含む関係者はそのやりとりが予め記されたペーパーを読みながら聞いているようだった。

この日は、休憩中に話しかけてきた少年が、次の事件の被告人であったという驚くべき出来事があった。イギリスの刑事裁判における被告人は日本のそれとは違い、喋る機会が比較的多く与えられ、日本では考えられないことであるが、自由に喋るなどしていた。また、日本のように終始出廷しておらず、早い段階で退廷していた。

8 9月2日 会社法・財産法

(1) 会社法

この日は Blackburn の naphthens の事務所において、Clare 先生にマーケティングの契約書の比較をさせていただいた。しかし、なじみのない事案であるばかりか、単語も難しく、あまり正確にその内容を把握できないまま、不十分なかたちで結果を報告することになってしまった。

また、クライアントとのミーティングに連れて行っていただいた。クライアントは PIOLAX という自動車の部品製造会社で、この日の目的は新担当者の顔見せということであった。新担当者の男性は日本人で、同じ京都の私立大学ご出身だということがわかり、とても気さくに接して

いただいた。

(2) 財産法

また、財産法の Eatough 先生に売買契約の document を見せていただいた。開発許可が受け入れられるという条件付契約であったのだが、長期間買い手がつかない物件であったため契約に至ったというものである。その後、日英の財産法の比較をさせていただいたが、所有権の移転時期について、日英間で大きな差異があることが明らかになった。

すなわち、日本では所有権は契約時に移転する（意思主義）が、イギリスでは一般的には契約の日から一ヶ月後、代金支払・引渡完了時に権利が移転する。日本の法律構成はとても観念的かつ技巧的である一方、イギリスのほうがより実態に即した法律構成がなされているということがいえるだろう。

9 9月3日 財産法・会社法・相続法・法律事務

(1) 財産法

登記官の女性とのミーティングに参加した。その内容は、不動産登記の確認作業をするというものであった。具体的には、登記官が地図を提示し、弁護士がその不動産の書類を参照した上で当該不動産の状況を説明し、照合、写真等で確認して、当該不動産登記に関する書類を登記官に手渡すという流れで行われていた。

日本と同じく、イギリスでも登記のデータベース化という作業が進められており、かつその途上である。イギリスでは、その作業の推進に弁護士が協力しているのだそうだ。

(2) 会社法

Clare 先生に同一の契約についての契約書 version1 と version2 を比較するという課題をいただいた。クライアントはオンラインゲームの配信を行う公開有限会社であり、契約内容はオンラインゲームの配信であった。当事者の債務（parties' responsibilities）についてはよりクライアントの有利に改定され、legal compliance、intellectual property rights についてはより厳しい方向で改定されていることがわかった。その後、その旨報告した。

(3) 相続法

相続法の先生と、相続人や相続財産の配分の方法等について、日本のそれと比較させていただいた。この点についても日英では非常に異なることがわかった。

すなわち、日本では民法において相続人となりうる地位について規定がされており、配偶者・子・親・兄弟姉妹に限られているが、イギリスにはかかる限定はない。また、配分の方法についても、日本では配偶者・子・親・兄弟姉妹と関係が遠ざかるにつれ配分が少なくなってくるが（配偶者に対し、子は二分の一、親は三分の一、兄弟姉妹は四分の一）、イギリスでは世代に応じて平等に取り扱われるそうだ（親等が遠ざかるにつれ半減するが、同親等では平等に配分される）。また、誰も相続人がいない場合の取扱いについて、日本では国庫に帰属することとなるが、イギリスでは女王に帰属することとなるようだ。

(4) 法律事務

さらにこの日は事務員の方に、法律事務所における事務について教えていただいた。資料整理

の行い方、電話システムの使い方、遺言の検索の仕方などを教えていただいた。

10 総括

わずか八日間という短い期間であったにもかかわらず、本当にたくさんのことを学び、経験させていただいた。

Clare 先生を始め、naphens 法律事務所の弁護士の先生方、事務職員の方々は本当に優しい方ばかりで、英語の未熟な私に対しても温かく接して下さり、また、根気強く説明して下さった。それだけに、もっとうまく英語が話せていたらと何度も自分の非力さを悔やむ毎日であった。

本当にすばらしく、日本には決して成しえないような貴重な経験をさせていただいた。

私のイギリスにおける研修は、周りの方々の温かいご支援に助けられ、成功に終わったといえるだろう。

以上